



# 鳥取県公報

平成 31 年 3 月 19 日 (火)  
第 9087 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (107) (水環境保全課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (108) (農地・水保全課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (109) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (110) (東部農林事務所) . . . . . 3
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (2 件) (111・112) (県土総務課) . . . 3
	土地改良区の役員の就任 (113) (中部総合事務所農林局) . . . . . 4
	建築基準法による道路の位置の指定 (114) (中部総合事務所生活環境局) . . . . . 4
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (115) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (116) (〃) . . . . . 5
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (117) (〃) . . . . . 5
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (118) (〃) . . . . . 5
	指定地域相談支援事業の廃止の届出 (119) (〃) . . . . . 5
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (120) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
八頭町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
八頭中央都市計画下水道事業 八頭町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成3年3月22日から平成37年3月31日まで  
(変更前 平成3年3月22日から平成22年3月31日まで)
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
追加する部分  
八頭郡八頭町大字門尾字井手河原の一部
  - (2) 使用の部分  
追加する部分  
八頭郡八頭町大字池田字善防谷下タ分、字善防谷東平、字杉ケ谷東平、字瀧谷東平及び字西ケ市、大字郡家字途山上分及び字途山中分、大字宮谷字河井、字上野辺り、字下山根及び字上山根、大字奥谷字上紅梅及び字門崎並びに大字稻荷字塚ケ鼻及び字北ブケの各一部

## 鳥取県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 北条用水地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成31年3月19日から同年4月8日まで
- 3 縦覧に供する場所  
倉吉市役所及び北栄町役場
- 4 審査請求  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第109号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭4
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採を禁止する。
    - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第110号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年3月19日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 岡 重 勝 鳥取市佐治町葛谷137

平成31年3月2日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 下 増 治 鳥取市佐治町葛谷139

平成31年3月3日就任 任期 平成32年8月11日まで

---

**鳥取県告示第111号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日  
平成31年3月18日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号  
株式会社鈴木家引業  
鳥取市千代水三丁目67  
代表取締役 鈴木 正雄  
鳥取県知事(般-27)第5914号及び鳥取県知事(特-27)第5914号
- 3 処分の内容  
平成31年3月19日から同年4月2日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、建設工事に係る営業の全部とする。
- 4 処分の原因となった事実  
同社は、平成30年4月30日を審査基準日とする経営事項審査及び平成31・32年度鳥取県建設工事入札参加資格申請において、偽造した工事関係書類を添付して、虚偽の申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

**鳥取県告示第112号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 処分をした年月日

平成31年3月18日

## 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号

株式会社鈴木建設

鳥取市千代水三丁目68

代表取締役 鈴木 稔

鳥取県知事(般-29)第6894号

## 3 処分の内容

平成31年3月19日から同年4月2日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、建設工事に係る営業の全部とする。

## 4 処分の原因となった事実

同社は、平成30年8月31日を審査基準日とする経営事項審査及び平成31・32年度鳥取県建設工事入札参加資格申請において、偽造した工事関係書類を添付して、虚偽の申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

**鳥取県告示第113号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年3月19日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

就任した役員の氏名及び住所

理 事 萬 場 幹 男 倉吉市福光260

平成31年3月11日就任 任期 平成32年2月16日まで

**鳥取県告示第114号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成31年3月19日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
平成31年3月19日	東伯郡湯梨浜町大字中興寺字脚ヶ坪371-3、371-21	延長 54.97メートル 幅員 6.0メートル

**鳥取県告示第115号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 博愛会	米子市一部555	TOKIZO	米子市一部555	放課後等デイサービス	平成31年3月31日

## 鳥取県告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 日南福祉会	デイサービスセンターかすみ荘	日野郡日南町霞729	平成31年3月4日	平成31年3月31日	通所介護

## 鳥取県告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社サンライズさんこう	境港市昭和町5-17	ワーキングプレイス サンライズ	米子市富益町4548-2	就労継続支援B型	平成31年4月1日

## 鳥取県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町2850-1	吾亦紅	米子市彦名町2850-1	就労移行支援	平成31年3月31日
株式会社SO LA	米子市新山316	グループホームSO LA	米子市皆生温泉一丁目16-16	共同生活援助	〃

## 鳥取県告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規

定に基づき、指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る地域相談支援事業を行っている事業所の名称	指定に係る地域相談支援事業を行っている事業所の所在地	廃止年月日
有限会社新生ケアサービス	米子市熊党200-1	有限会社新生ケアサービス	米子市熊党200-1	平成31年3月31日
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	西伯郡南部町福成1013-21	〃

鳥取県告示第120号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月19日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市湖山町西二丁目430外5筆 (8,846.80平方メートル)	砂 (27,749.05立方メートル)	採取の期間	平成30年3月20日から平成31年3月19日まで	平成30年3月20日から平成32年3月19日まで	平成31年3月14日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成31年3月19日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成31年4月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間

- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
  - 所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 3,000円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
  - 筆記用具及び印鑑